

# 7. クレーン

[問合せ、質問はイエローページを参照]

◆ クレーンの運転には、運転するクレーンの種類に応じてクレーン・デリック運転士免許、技能講習または、特別教育修了の資格が必要です。

◆ 玉掛け作業には、最低 1 名の技能講習修了者が必要です。

## <一般事項>

○ クレーンの運転には、下表に示した資格が必要です。

つり上げ加重	種類	クレーン・デリック運転士免許			床上操作式クレーン運転技能講習	クレーン運転の特別教育
		限定無し	クレーン限定	床上運転式クレーン限定		
5t 以上	クレーン	○	○			
	デリック	○				
	床上運転式クレーン	○	○	○		
	床上操作式クレーン	○	○	○	○	
	跨線テルハ	○	○	○	○	○
5t 未満	クレーン	○	○	○	○	○

○ 無線操作のクレーン作業には、クレーン・デリック運転士（限定なし または、クレーン限定）免許、玉掛技能講習修了資格が必要となります。これらの資格がない作業グループは、事前にクレーン担当者にご相談下さい。作業日程を調整のうえ、有資格者が作業をサポートします。

○ 事故防止のため、実験準備に関わる緊急時及び特別な事由以外は、21 時から翌朝 9 時の間の使用を控えて下さい。

○ 玉掛け作業では、玉掛け指示者を 1 人決め（ただし、技能講習修了者に限る）、

その指示者の指示に従って作業を行って下さい。

- 玉掛け作業における合図は、下図に示した通りとします。
- クレーン使用後は、フックを巻過ぎ防止装置作動直前まで巻き上げた状態で電源を切って下さい。

